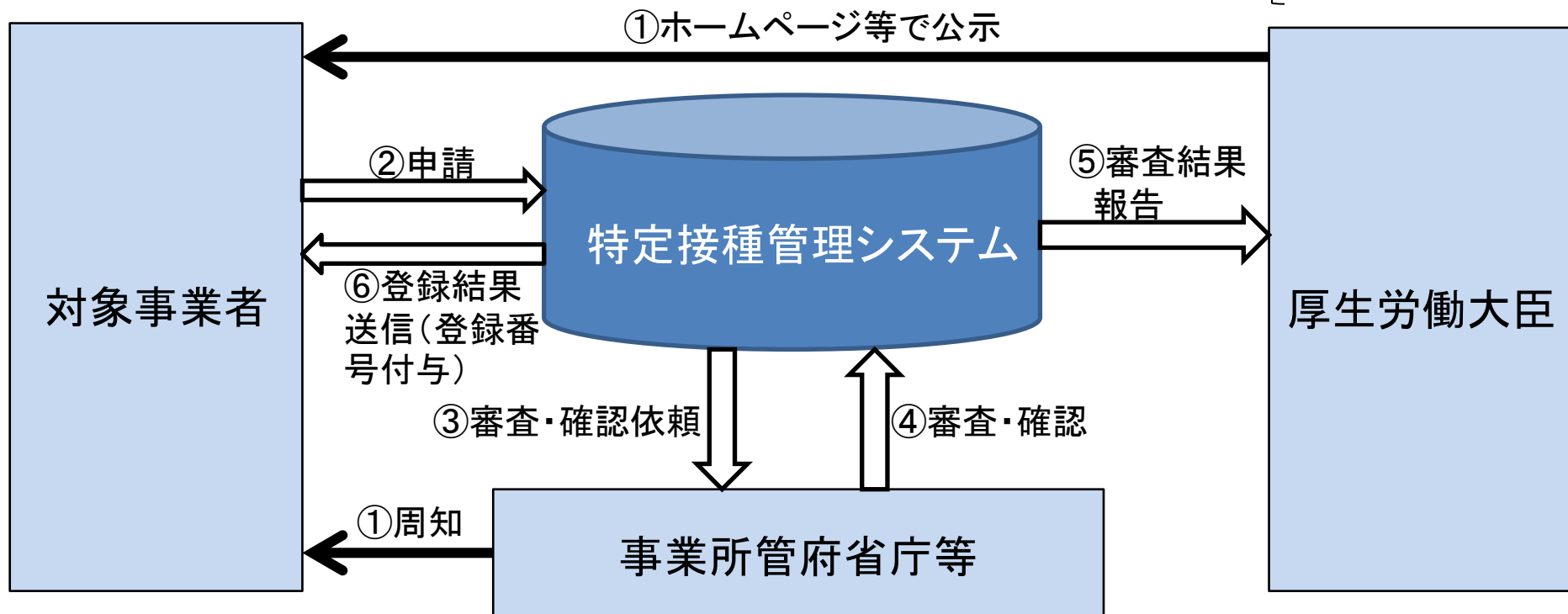


特定接種管理システム(構築中)の概要

【事業者登録業務】

注) 白の矢印は、
システムによる連絡



- ① ホームページ等で特定接種管理システムへの登録要件、登録アドレス等を公示。
- ② 対象事業者が各自インターネット回線を通じ、Webで必要事項(事業者の名称、所在地、登録対象業務、従業員数、業務継続計画の作成の有無、接種実施医療機関など)を登録申請する。
- ③ 対象事業者から登録申請があった旨、事業所管府省庁等の担当者に連絡。
- ④ 事業所管府省庁等は特定接種管理システムへログインし、登録申請があった事業者の登録可否について審査、必要に応じて申請事業者へ疑義照会・差し戻し等を行う。
- ⑤ 事業所管府省庁は、厚生労働大臣へ審査した旨を連絡。
- ⑥ 厚生労働大臣は、対象事業者へ登録した旨を連絡。対象事業者へ登録番号を付与。